

2017（平成29）年12月25日

AIU損害保険株式会社 御中

適格消費者団体
特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
〒330-0064 さいたま市浦和区岸町7-11-5
TEL048-844-8972 / FAX048-844-8973
理事長 池本 誠司



申入書

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービス及び契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差し止め請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

これまで貴社に対し、お問い合わせした事項に関しまして、貴社の回答の検討の結果、貴社が使用している規約が消費者契約法に違反するものと思料いたしますので、下記のとおり申入れます。

つきましては、本書面到着後3週間以内に、申入れに対する回答を書面にて当会まで送付いただきますようお願いいたします。なお、本申入書および貴社からの回答の有無・内容等は消費者契約法第27条に基づき、当会において公表させていただくことを念のため申し添えます。

記

第1 申入れの趣旨

貴社の別紙パンフレット中「この制度の特色は」という欄に記載されている。

- 1 障害の程度にかかわらず加入でき、ご本人のケガの補償と他人に対する損害賠償補償（対人・対物）がセットされていますという記載の下に、他人に対する損害賠償の補償は、例えば「ご本人に民事上の責任能力があるなど、ご本人又は保護者が法的な賠償責任を負う場合に限りませう。」など補償の範囲が制限されることを消費者が容易に認識できるよう明確に注意書きを挿入してください

第2 申入れの理由

- 1 上記記載については、本件保険が、入所型の障がい者施設等においても販売・勧誘されていることから鑑みると、販売・勧誘されている被保険者の中には、責任能力がなくそもそも賠償責任を負わない方も多く含まれています。平成29年5月22日付け当会の問合せに対する同年7月4日付け回答においても、販売・勧誘において、被保険者に責任能力があるか否かの審査等は行っていないとの回答でした。

2 そうすると、上記のパンフレットによって販売、勧誘の対象となる保護者の中には、当該保険の「障害の程度にかかわらず加入でき、ご本人のケガの補償と他人に対する損害賠償補償がセットされています。」との記載によって、自らの子どもの民事上の責任能力を問うことなく、自らの子どもが他人を傷つけたり、物を壊したりした場合に、当該保険によって、被害を受けた者に補償がなされるとの誤解を受ける恐れがあります。

現に当会には、そのような理解のもと、保険請求を行ったが拒絶されたことで紛争になった事案も報告されています。

上記の表記のみでは、一般通常人の見地からも同様の理解に至るのも考えられ、当該表記は、適切な打ち消し表示を欠いた結果、景品表示法5条1号の「優良誤認表示」に該当するおそれがあると思料いたします。

3 以上のとおりですので、申入れの趣旨の記載のとおり申入れます。

《本件に関する問合せ先》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会
事務局 岩岡、加藤

TEL : 048-844-8972 FAX : 048-844-8973